

# 苫小牧市個人情報の保護に関する法律施行細則（案）等について

## 1 概要

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の改正に伴い制定した苫小牧市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 22 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、法を施行するために必要な事項について定めるため、苫小牧市個人情報の保護に関する法律施行細則を制定します。
- (2) 苫小牧市情報公開条例（平成 10 年条例第 14 号）の開示請求手続等につき、苫小牧市情報公開条例施行規則（平成 10 年規則第 53 号）においても、同様の改正を行います。（法の内容と整合を図るものです。）
- (3) 苫小牧市個人情報保護条例（平成 7 年条例第 2 号）を廃止することに伴い、苫小牧市個人情報保護条例施行規則（平成 7 年規則第 26 号）を廃止します。

## 2 制定（改正）する規定の主な内容

### (1) 苫小牧市個人情報の保護に関する法律施行細則について

#### ア 電磁的記録の開示の方法 現行どおり

プリンターで用紙に印刷したもの等の閲覧又は交付のほか、当該用紙をスキャンして作成された PDF を格納した CD 又は DVD の交付ができるものとしします。

#### イ 開示に要する費用 現行どおり

金額は別紙のとおりとし、写しの交付前に支払うものとしします。

#### ウ 個人情報取扱事務登録簿 現行どおり

条例第 3 条に規定する個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿として、以下の事項等を記載した「個人情報取扱事務登録簿」を整備するものとしします。

※ 廃止する苫小牧市個人情報保護条例に規定する「個人情報取扱事務届出簿」と同様のものを整備しようとするものです。

- ① 事務の名称
- ② 担当する部署の名称
- ③ 事務の目的
- ④ 取り扱う個人情報の種類及び取扱いの対象となる個人の範囲
- ⑤ 収集方法
- ⑥ 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- ⑦ 個人情報を市長以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- ⑧ 事務の全部又は一部を委託しているときは、その旨

(2) 苫小牧市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則について

ア 開示請求書に記載することができる事項

開示請求書の必要的記載事項に加え、求める開示の実施の方法や、閲覧による開示を求める場合はその実施を希望する日などを記載することができることを明文化します。(法の内容と整合を図るものです。)

イ 開示決定の際に通知すべき事項

不開示部分がある場合の不開示の理由等に加え、開示請求時に求めた開示方法以外に求めることができる方法等を通知することとします。(法の内容と整合を図るものです。)

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

### 4 添付資料

- ・ 苫小牧市個人情報の保護に関する法律施行条例（全文）

令和 4 年 12 月議会において議案の承認を受け、同月 19 日に公布したものです（施行日は、令和 5 年 4 月 1 日です）。本市 web サイトのうち「個人情報保護制度の概要」のページにも掲載しています。

(<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/shisei/johokokai/gaiyo2.html>)

## ○開示に要する費用

| 種別     | 開示の実施の方法  | 交付する媒体の規格       | 開示費用の額                         |
|--------|---|-----------------|--------------------------------|
| 文書又は図画 | 複写機により用紙に複写したものの交付  | A 3判までの大きさの用紙   | 単色刷り 1枚につき10円<br>多色刷り 1枚につき50円 |
|        | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付                          | CD-R            | 1枚につき60円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
|        |   | DVD-R           | 1枚につき70円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| 電磁的記録  | 出力装置により印字し、若しくは描画した文書若しくは図画又はこれらを用紙に複写したものの(以下「出力文書等」という。)の交付 | A 3判までの大きさの用紙   | 単色刷り 1枚につき10円<br>多色刷り 1枚につき50円 |
|        |   | 光ディスクに複写したものの交付 | CD-R                           |
|        | DVD-R   |                 | 1枚につき70円に当該出力文書等1枚ごとに10円を加えた額  |

・写しの作成に特別の費用を要する場合又は郵便等により写しを送付する場合は、実費額を加算します。

・両面印刷により写しを交付するときは、片面を1枚として計算します。

・A 3判を超える大きさの用紙を交付するときは、A 3判の用紙を用いた場合に必要となる枚数に換算して計算します。